

I 経営安定対策

1 加工原料乳生産者補給交付金等の交付業務

(1) 加工原料乳の生産者補給金等単価及び交付対象数量の推移

表 17 の①は農林水産省告示による加工原料乳の生産者補給金単価等の年度別推移を示したものである。

平成 26 年度からはチーズ向け生乳が生産者補給金の対象となり、平成 28 年度までは、脱脂粉乳・バター等向け生乳、チーズ向け生乳についてそれぞれ単価及び交付対象数量が設定されていた。平成 29 年度からは液状乳製品（クリーム、濃縮乳、脱脂濃縮乳）向け生乳も補給金の対象となり、それらが加工原料乳向け生乳として単価及び交付対象数量が一本化された（表 17 の②）。

さらに、平成 30 年度からは、生乳生産者が従来の指定生乳生産者団体（以下「指定団体」という。）を経由せずに加工原料乳として仕向けた場合にも生産者補給金が交付されるよう制度が改正され、併せて、一定の地域からの集送乳を拒まない事業者を指定し、生産者補給金と併せて集送乳調整金が交付されることとなった。

なお、令和 2 年度の補給金単価は前年度から据え置かれ、集送乳調整金単価は、前年度から 0.05 円/kg 引き上げられ、それぞれ 8.31 円/kg、2.54 円/kg となった。また、総交付対象数量は前年度から 5 万トン引き上げられて 345 万トンとなった（表 17 の③）。

表 17 加工原料乳の生産者補給金等単価及び交付対象数量の推移

① 平成 23 年度から平成 28 年度まで

区分 項目・年度		生産者補給金単価		交付対象数量	
		単価 (円/ kg)	前年度比 (%)	数量 (千トン)	前年度比 (%)
脱脂粉乳・ バター等向け	23	11.95	100.8	1,850	100.0
	24	12.20	102.1	1,830	98.9
	25	12.55	102.9	1,810	98.9
	26	12.80	102.0	1,800	99.4
	27	12.90	100.8	1,780	98.9
	28	12.69	98.4	1,780	100.0
チーズ向け	26	15.41	-	520	-
	27	15.53	100.8	520	100.0
	28	15.28	98.4	520	100.0

② 平成 29 年度

年度	生産者補給金単価 (円/kg)	前年度比 (%)	交付対象数量 (千トン)
29	10.56	—	3,500

③ 平成 30 年度から令和 2 年度まで

年度	生産者補給金単価 (円/kg)	前年度比 (%)	集送乳調整金単価 (円/kg)	前年度比 (%)	交付対象数量 (千トン)
30	8.23	—	2.43	—	3,400
元	8.31	101.0	2.49	102.5	3,400
2	8.31	100.0	2.54	102.0	3,450

注：価格は消費税込みである。

(2) 生乳生産の動向

令和 2 年度の生乳生産量は、前年度を上回る 743 万 8218 トン（前年度比 101.1%）となり、このうち生産者補給交付金等の交付対象となる事業者（以下「対象事業者」という。）が取り扱った生乳の受託販売等数量も 726 万 7898 トン（同 101.2%）と前年度を上回った。

農林水産省生産局長及び道府県知事が認定した加工原料乳の数量は 330 万 3106 トン（同 101.9%）と前年度を上回った。用途別では、脱脂粉乳・バター等向けは 169 万 5332 トン（同 106.3%）、チーズ向けは 41 万 3042 トン（同 102.4%）と、ともに前年度を上回った一方で、液状乳製品向けは 119 万 4731 トン（同 95.9%）と前年度を下回った（表 18）。

表 18 令和 2 年度の対象事業者別加工原料乳認定状況

対象事業者	受託販売生乳数量		加工原料乳認定数量							
			脱・パ等向け		チーズ向け		液状乳製品向け		合計	
	数量	前年度比	数量	前年度比	数量	前年度比	数量	前年度比	数量	前年度比
	(トン)	(%)	(トン)	(%)	(トン)	(%)	(トン)	(%)	(トン)	(%)
ホクレン	4,007,025	102.0	1,480,796	106.9	406,833	102.7	1,134,200	96.3	3,021,829	102.1
サツラク	40,749	100.7	301	119.4	0	-	5,034	83.8	5,335	85.2
カネカ食品	6,036	121.3	583	74.2	0	-	0	-	584	74.3
MMJ	96,556	108.1	976	38.0	2	-	339	106.6	1,317	45.6
東北	504,611	99.5	48,047	109.3	1,800	94.0	6,443	82.2	56,289	104.8
関東	1,024,506	99.1	78,660	102.2	772	99.9	13,543	91.2	92,975	100.4
北陸	72,390	99.4	887	94.5	69	94.5	341	100.0	1,298	95.9
東海	322,585	98.2	11,881	90.5	828	57.6	1,023	131.7	13,732	89.5
近畿	145,083	101.3	477	105.1	15	100.0	53	10.4	545	55.8
中国	288,801	105.7	8,459	90.1	367	94.6	3,291	85.7	12,116	89.0
四国	106,198	99.5	482	135.0	69	97.2	1,117	98.8	1,668	107.1
九州	593,909	100.5	59,755	100.2	1,082	93.8	27,275	94.0	88,112	98.1
沖縄	20,342	98.8	426	261.3	0	-	0	-	426	261.3
第1号計	7,228,789	101.2	1,691,731	106.2	411,835	102.5	1,192,660	96.0	3,296,226	101.8
第2号計	35,733	103.1	3,217	374.5	198	85.0	2,043	86.7	5,458	158.3
第3号計	3,377	90.2	385	109.7	1,008	101.1	28	111.9	1,421	103.4
総計	7,267,898	101.2	1,695,332	106.3	413,042	102.4	1,194,731	95.9	3,303,106	101.9

注：第 1 号対象事業者とは、生乳を集めて乳業に販売する事業者、第 2 号対象事業者とは、乳業に直接生乳を販売する酪農家、第 3 号対象事業者とは、乳製品を自ら加工販売する酪農家である（以下の表において同じ。）

（3）生産者補給交付金等の交付

ア 加工原料乳の認定数量

令和 2 年度は、330万3106トンが加工原料乳として認定された（表19）。

イ 生産者補給交付金等の交付等

令和 2 年度は、上記の認定数量に対して274億4831万円の生産者補給交付金等を交付した。また、集送乳調整金については、83億5404万円を交付した（表20）。

なお、本事業の実施に当たり、機構が国から受け入れた令和 2 年度の交付金の額は、243億2884万円（生産者補給交付金等242億9038万円、業務委託費等3846万円）となった。

表19 令和2年度の四半期別加工原料乳生産者補給交付金等の交付状況

	受託販売生乳数量		加工原料乳認定数量								生産者補給交付金等 交付額	
			脱・パ等向け		チーズ向け		液状乳製品向け		合計			
	数量	前年度比	数量	前年度比	数量	前年度比	数量	前年度比	数量	前年度比	金額	前年度比
	(トン)	(%)	(トン)	(%)	(トン)	(%)	(トン)	(%)	(トン)	(%)	(千円)	(%)
第1四半期	1,869,588	101.6	483,946	116.1	111,037	107.3	289,675	92.4	884,658	106.1	9,589,925	106.7
第2四半期	1,784,999	101.6	343,993	100.7	95,588	99.4	299,358	96.2	738,939	98.7	8,010,000	99.1
第3四半期	1,787,789	101.7	390,137	111.2	98,550	100.5	312,519	97.8	801,206	104.3	8,683,632	104.7
第4四半期	1,825,523	100.2	477,257	98.4	107,867	102.3	293,178	97.4	878,302	98.5	9,518,791	98.9
年度計	7,267,898	101.2	1,695,332	106.3	413,042	102.4	1,194,731	95.9	3,303,106	101.9	35,802,348	102.3

注：生産者補給交付金等交付額には、集送乳調整金を含む。

表20 令和2年度の対象事業者別生産者補給交付金等の交付状況

対象事業者	生産者補給交付金等 交付数量		生産者補給交付金等額		集送乳調整金	
	数量	前年度比	金額	前年度比	金額	前年度比
	(トン)	(%)	(千円)	(%)	(千円)	(%)
ホクレン	3,021,829	102.1	25,111,396	102.1	7,675,445	104.2
サツラク	5,335	85.2	44,336	85.2	-	-
カネカ食品	531	67.6	4,415	67.6	-	-
MMJ	1,317	45.6	10,944	45.6	-	-
東北	56,289	104.8	467,765	104.8	142,975	106.9
関東	92,975	100.4	772,620	100.4	236,156	102.4
北陸	1,298	95.9	10,783	95.9	3,296	97.9
東海	13,732	89.5	114,115	89.5	34,880	91.3
近畿	545	55.8	4,527	55.8	1,384	56.9
中国	12,116	89.0	100,686	89.0	30,775	90.8
四国	1,668	107.1	13,861	107.1	4,237	109.2
九州	88,112	98.1	732,214	98.1	223,805	100.1
沖縄	426	261.3	3,542	260.8	1,082	265.8
第1号	3,296,173	101.8	27,391,203	101.8	8,354,035	103.9
第2号	5,457	158.2	45,314	158.1	-	-
第3号	1,420	103.6	11,796	103.6	-	-
総計	3,303,050	104.8	27,448,313	101.9	8,354,035	103.9

2 畜産業振興事業に対する補助業務（補完対策）

（1）酪農経営安定対策

加工原料乳生産者経営安定対策事業（ナラシ）への事業参加については、平成30年度からは加工原料乳生産者補給金の交付対象要件から外れるとともに、指定生乳生産者団体に生乳の委託販売をする者以外の生産者についても可能となった。

令和2年度の当事業の補てん金については、加工原料乳の全国平均取引価格が補てん基準価格を上回ったため、交付されなかった。

（2）補完対策

酪農家の担い手となる酪農ヘルパーの人材活用支援、乳用牛の計画的な改良・増殖を支援する取組、乳用後継牛を緊急的に確保するための取組及び生乳流通の合理化に向けた取組への支援等を行う酪農経営支援総合対策事業33億200万円（予算繰越分13億5800万円を含む。）を実施した。